

施設の概要

（金額、人数等の数値は平成18年度実績）

施設名	北山霊園		
所在地	宇都宮市岩本町483番地		
根拠条例等	・宇都宮市墓園条例(昭和39年宇都宮市条例第1号) ・宇都宮市墓園条例施行規則(昭和39年宇都宮市規則第4号)		
設置年月日	昭和39 年 3 月 日		
設置目的・業務内容	設置目的	北山霊園は、宇都宮市墓園条例(昭和39年条例第1号。以下「墓園条例」という。)に定める施設として、市民の墓地需用に応えるため、墓地供給を行うとともに、利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。	
	業務内容	(1) 施設の運営に関する業務 ア 墓地、納骨堂に関する業務 イ 各種届出の受付業務 ウ 霊園、納骨堂に関する相談業務 (2) 施設の維持管理に関する業務 ア 施設の保守管理業務 イ 施設で保有している附帯設備、備品の維持管理業務 ウ 樹木、芝生等植栽の維持管理業務 エ 清掃、警備、防災に関する業務	
開館時間	午前8時30分～午後5時15分		
休館日	12月29日～翌年1月3日		
現在の指定管理者		栃木県造園建設業協同組合	
収支概要(千円)		委託料等(市支出総額)	31,200
利用者数(延人数)		20,000人	
施設構造	墓地、納骨堂、管理事務所、便所、散策路等		
敷地面積(㎡)	379,000㎡		
延床面積(㎡)			

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	墓 所		4 6 , 4 9 8 ㎡
	園 路		1 3 5 , 1 6 0
	緑 地		1 9 1 , 3 4 2
	管理事務所（納骨堂含）		2 6 4 . 0 0
	バリアフリー対応水洗トイレ		
	汲取り式トイレ 3箇所		
	倉庫及び車庫		
	給排水受水槽		
	高置水槽		
	児童公園		
その他 特記事項	墓地の種類及び造成基数（8, 379基） 第1種（20㎡） 89基 第2種（12㎡） 611基 第3種（6㎡） 3,341基 第4種（4㎡） 4,338基 事務所内施設 納骨堂, 事務室, 作業員控室, 礼拝堂, 給湯室等 納骨堂の種類と設置数 大（4体収蔵） 24基 小（1体収蔵） 199基 児童公園 ブランコ, 滑り台, ベンチ等		